

商標とは？

～信頼を表し、ブランドイメージをつくる～

商標とは？

商標は、会社が自己を示すマークや文字のことであり、どの製品であるかを識別するとともに一定の品質を保証するものとなっています。商標は長期間使用されることにより、社会的な信頼が蓄積されていきます。また、広告・宣伝がなされるなどにより、ブランドイメージが確立していく、大きな財産的価値をもつ商標へと成長していくのです。

®やTMは何を意味するか？

®やTMという記号が、商品の名称と共に表示されているのを目にすることがあります。何を意味するかご存知でしょうか。

TMの®は、"registered trademark"の頭文字「R」からとられたもので、「登録商標」を意味しています。同様にTMは、"TradeMark"の「T」と「M」からとられており、一般的には、出願中の商標に付されています。ちなみに◎は著作権のマークで、"copyright"の頭文字「C」です。

これらの記号を付す「TM」「®」や、法的に保護されていることを一般にPする効果があり、権利侵害を未然に防ぐ一つの方針といえます。

商標と商品・役務

「A」という商標を菓子について商標登録したから、「A」という商標はどんな商品に付しても自分のものなので、洋酒の名前でもカフェの名前でも、他人

が使用すれば侵害」と思われる方がいるかもしれません。

残念ながらこれは間違いで、上の場合では菓子にしか商標権の効力は及びません。日本のすべての商品や役務（サービス）は45の分類ごとに区分されており、この分類にしたがって商品や役務を指定し、商標権を取得するため、この権利の範囲内にのみ商標権の効力が及ぶからです。

ですから商品・役務の分類が異なれば、別人が同じ商標を取得することは可能である」とから、例えば「元気村」というひとつの中の商標も、下図のように分類別に各々が商標権を取得しています。

区分	指定商品・役務	商標権の所有者
9類	スロットマシーン	パチンコメーカー(愛知県)
30類	清涼飲料、果実飲料	前橋市(旧柏川村)
43類	老人の養護	ティサービス会社(愛知県)

となるため、「清涼飲料・果実飲料」について商標登録できないことになります。

時折、商品の名称を決定し、看板やパンフレットの手配などを済ませた後に、「商標登録したい」とおっしゃる方もありますが、調査の結果によつてはすべて水の泡となることもありますので、くれぐれも、名称の決定前に商標調査をされることをお勧め致します。商標調査は特許庁がインターネットを通じて無料で情報を提供する「特許電子図書館」という検索システムによって行えます。(URL: <http://www.ipd.ipit.go.jp/homepg.ipdl>)。

商標登録のメリット

日本全国でその商標権者だけが、権利取得した範囲について、その商標を使用することができ、さらに同一・類似の商標を他人に使用されるのとを防止できることが最大のメリットです。

また、その商標の使用に関して、第三者とロイヤリティ契約を結ぶこともでき、フランチャイズ契約など也可能になります。長い間使用してきた商標には多くの信用が化体し、大きな財産的価値が生じることになりますので、会社の顔ともいえる商標を汚さぬよう、商品の品質管理を含め、商標権 자체の維持管理を行うとともに、会社のブランド価値を高める重要なポイントなのです。

●知的財産の困りごと相談

前橋商工会議所では無料発明相談を毎月第1、3水曜日の午後に開催しております。当事務所の所長弁理士と私が交互に担当しておりますので、お気軽にご相談ください。

「A」という商標を菓子について商標登録したから、「A」という商標はどんな商品に付しても自分のものなので、洋酒の名前でもカフェの名前でも、他人

「A」という商標を菓子について商標登録したから、「A」という商標はどんな商品に付しても自分のものなので、洋酒の名前でもカフェの名前でも、他人